

(別紙1) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (概要)

【制度概要】

使用済小型電子機器等の再資源化事業を行おうとする者が再資源化事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可を不要とし、使用済小型電子機器等の再資源化を促進する制度。

【対象品目】

一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具のうち、効率的な収集運搬が可能であって、再資源化が特に必要なものを政令指定

【基本方針】

環境大臣及び経済産業大臣が基本方針を策定、公表

(内容) 基本的方向、量の目標、促進のための措置、個人情報保護その他配慮すべき事項 等

